

組 織 及 び 運 営 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟（以下「本連盟」という。）の組織とその運営等について、神奈川連盟定款（以下「定款」という。）及び公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程（以下「教育規程」という。）に定めるもののほか、必要とする基本的な事項を定める。

第2章 組 織

(県連盟内コミッショナー会議)

第2条 県連盟内コミッショナー会議は、本連盟内の教育面及び指導面での推進を図るために開催する。

(名誉会議)

第3条 名誉会議は、理事会の委任により、県連盟表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

2 名誉会議は次の者をもって構成する。

(1) 県連盟コミッショナー

(2) 名誉会議議員

(3) 事務局長（幹事役として出席し、議決には加わらない）

3 県連盟副コミッショナーは、名誉会議に出席し発言することができるが、議決には加わらない。

4 県連盟コミッショナーは必要に応じて名誉会議を招集する。

5 県連盟コミッショナーは名誉会議の議長となる。

6 名誉会議の定足数は過半数とし、議決は多数決による。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(各種委員会)

第4条 理事会はその下部機構として各種委員会を設ける。

2 各種委員会は、常設する運営委員会及び専門委員会、または必要に応じて設ける特別委員会の総称とする。

3 各種委員会の議決は、特にその決定の権限を理事会から委任された場合を除き、全て理事会の承認を経て施行する。

4 各種委員会は、各委員長が主宰し、随時開催する。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、理事会より委任された次の業務の執行を分担する。

(1) 総務委員会

登録や、内外の組織との友好など、他委員会に属さない総務的事項

(2) 組織戦略委員会

組織およびその拡張戦略に関する事項

(3) 進歩促進委員会

進歩(級)を中心としてスカウトの成長を促進する事項

(4) スカウト活動支援委員会

日本連盟や県連盟規模のスカウト行事を計画的に発展させる事項

(5) ユースネットワーク委員会

ローバースカウトの活動の活性化支援に関する事項

(6) SfH・安全委員会

スカウト活動の安全及びセーフ・フロム・ハームに関する事項

(7) 指導者養成委員会

指導者の養成に関する事項

- 2 運営委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事のうちから理事長が委嘱する。ただし、特別の事情があるときは、理事以外からこれを委嘱することができる。
- 3 運営委員会の委員は、各地区より選出された者及び必要に応じて理事会の議を経た者を理事長が委嘱する。
- 4 運営委員会の委員長及び委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、任期中に委員長あるいは委員の異動があったときは、前任者または現任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第6条 専門委員会は、専門分野について、理事会より委任された次の業務の執行を分担する。

(1) 財務委員会

本連盟の財政を管理し健全に維持する事項

- 2 専門委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事のうちから理事長が委嘱する。ただし、特別の事情があるときは、理事以外からこれを委嘱することができる。
- 3 専門委員会の委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 専門委員会の委員長及び委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、任期中に委員長あるいは委員の異動があったときは、前任者または現任者の残任期間とする。

(特別委員会)

第7条 特別委員会は、理事会より委任された特に重要な任務を行うため、必要の都度設ける。

- 2 特別委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事のうちから理事長が委嘱する。ただし、特別の事情があるときは、理事以外からこれを委嘱することができる。
- 3 特別委員会の委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 特別委員会の任務及び委員長及び委員の任期は、設置の都度に理事会が定める。ただし、任期中に委員長あるいは委員の異動があったときは、前任者または現任者の残任期間とする。

(訓練機関代表者会議)

第8条 訓練機関代表者会議は、本連盟の指導者訓練に関する決定機関として次の業務を行う。

- (1) 年度訓練計画の策定、開催、内容、名称、期間、場所、参加費等
- (2) 訓練コースの奉仕所員、所長・主任講師、その他開設スタッフに関すること
- (3) 訓練会場、資機材(教材、用具等)、その他コースの準備に関すること
- (4) 訓練コースの開催可否
- (5) リーダートレーナーコース、副リーダートレーナーコース参加者の推薦
- (6) その他訓練に関すること

- 2 訓練機関代表者会議は次の者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 県連盟コミッショナー
 - (3) 指導者養成委員長
 - (4) 県連盟トレーニングチームディレクター
- 3 県連盟コミッショナーは、必要に応じて訓練機関代表者会議を招集する。

(諮問会議)

第9条 理事長が諮問した事項を審議するために諮問会議を設けることができる。

- 2 諮問会議は理事長が委嘱する若干名の委員により構成する。

(地区の区分)

第10条 地区の区分及び名称を次のとおりとする。

- (1) 川崎地区 川崎市
- (2) 横浜地区 横浜市（鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）
- (3) みなと地区 横浜市（西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、戸塚区、栄区、泉区、港南区、中区、磯子区、南区、金沢区）、横須賀市、三浦市
- (4) 湘南地区 葉山町、逗子市、鎌倉市、藤沢市
- (5) 県央地区 綾瀬市、海老名市、相模原市、座間市、大和市
- (6) 西湘地区 茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、大磯町、二宮町、秦野市、伊勢原市、厚木市、愛川町、清川村、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、開成町、箱根町、山北町、松田町、真鶴町、湯河原町

第3章 役員

(連盟長)

第11条 連盟長は、理事会の発議により総会において推戴する。

- 2 連盟長は、本連盟地域内におけるボーイスカウト運動を代表し、統理する。

(副連盟長)

第12条 副連盟長は、必要に応じて、前条と同じ手続きをもっておくことができる。

- 2 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故ある時又は欠員の時、これを代理する。
- 3 副連盟長が2人以上のとき、前項の代理はあらかじめ定めた順序によりこれを行う。

(理事)

第13条 地区代表理事は当該地区の地区委員長が本連盟総会の承認を得て本連盟の運営に参画する。

- 2 執行情事は連盟長、理事長及び県コミッショナーが合議のうえ、地区代表理事に諮問した後、本連盟総会で理事としての承認を得て本連盟の運営に参画する。
- 3 本規程第18条に定める県コミッショナーは、本連盟総会で理事としての承認を得て本連盟の運営に参画する。

(名誉会議議員)

第14条 名誉会議議員の選任は、半数を各地区の推薦により、残りの半数を連盟長、県連盟コミッショナーが合議のうえ選出し、本連盟年次総会の承認を経て選任される。

- 2 名誉会議議員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 3 名誉会議議員は、他の役員を兼ねることはできない。

(名誉役員)

第15条 理事会の決議を経て、名誉役員として先達、顧問、相談役、参与等の名誉職を置くことができる。

- 2 名誉役員は、名誉会議で候補者を選任し、理事会の承認を得て就任する。
- 3 名誉役員は連盟長及び理事長の諮問に応じるとともに、会議に出席を求められた場合は意見を述べることができる。ただし、議決に加わらない。
- 4 名誉役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(監事の選出)

第16条 監事は、各地区より選出された1名ずつの選考委員と、連盟長が指名した若干名（地区の数を超えない。）の選考委員をもって選考委員会を開き、候補者の推薦を行い、総会においてこれを選出する。

第4章 県連盟事務局

(事務局長)

第17条 事務局長は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟及び本連盟の方針並びに諸規程を遵守し、次の業務を行う。

- (1) 本連盟の事務を執行すること。
- (2) 理事会、名誉会議の幹事となること。
- (3) 職員の監督並びに指導に関すること。
- (4) その他、事務局の管理及び運営に関すること。

第5章 県連盟のコミッショナー

(県コミッショナー)

第18条 県コミッショナーの委嘱及び任務等は教育規程による。

(県副コミッショナー)

第19条 県副コミッショナーの委嘱及び任務等は教育規程による。

(団担当コミッショナー)

第20条 団担当コミッショナーの委嘱及び任務等は教育規程による。

第6章 技能章考査員

(技能章考査員)

第21条 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

2 技能章考査員の任期は、4年とし再任を妨げない。

第7章 トレーニングチーム

(トレーニングチーム)

第22条 本連盟にトレーニングチームを設ける。

2 トレーニングチームの要員は、訓練機関の開設、運営、訓練指導の実施を担当するとともに、指導者訓練に関する研究資料の作成等の作業を分担する。トレーニングチームの構成及び担当業務の詳細は、別に定める。

3 トレーニングチームには、ディレクターと若干名の副ディレクターを置き、トレーニングチームを主管する。

第8章 スカウトクラブ

(スカウトクラブ)

第23条 本連盟は、スカウト運動の趣旨に賛同する者を対象として、本連盟内にスカウトクラブを組織するように努める。

第9章 組織及び運用規程の制定、改正及び年次報告

(規程改正)

第24条 本規程の改正は、理事会において行う。

(届出)

第25条 教育規程に従い、本連盟は次のことを日本連盟に速やかに届け出る。

(1) 決算資料を含む本連盟総会資料、議案書等

付 則

1. 本連盟定款及びこの規程に定めのある場合を除き、本連盟の運営はすべて日本連盟教育規程及びその細則の示すところによる。
2. 日本連盟教育規程等が改正された場合は、条文の本旨の内容を変更することなく字句の修正及び読み替えは、理事会の議を経て、これを訂正することができる。
3. 本規程内に在る施行細則等については理事会の決議により別に定める。

(施行期日)

4. 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

5. この規程の施行後、この法人が日本ボーイスカウト神奈川連盟から事業を譲り受けた際、現に任意団体の規約に基づき役員であった者及び各種委員会の委員長、副委員長又は委員であった者は、新たに制定された定款及びこの規程に基づき、それぞれ、その職に推戴、就任及び委嘱されたものとし、その在任期間を引き継ぐ。
6. 定款第29条第2項に定める理事長及び副理事長並びに監事の任期は、前項の適用を受け

- る。
7. この規程の施行の際、現に設けられている地区の名称等については、従前のおりとする。

令和4年3月16日 改正

令和4年4月13日 改正